

# 令和3年度政府予算 及び施策に関する要望

令和2年9月

全国市議会議長会



# 目 次

## 国会対策委員会（重点要望）

- 1 多様な人材の市議会への参画促進 ..... 3
- 2 地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保 ..... 8
- 3 新型コロナウイルス対策 ..... 11
- 4 頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等 ..... 14
- 5 東日本大震災からの復旧・復興 ..... 17

## 会長緊急要望

- 令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望 ..... 23

## 地方行政委員会

- 1 地方分権改革の推進 ..... 27
- 2 地方創生の推進 ..... 28
- 3 参議院選挙における合区の解消 ..... 30
- 4 多様な人材の市議会への参画促進 ..... 31
- 5 厚生年金への地方議会議員の加入 ..... 34
- 6 消防防災体制の充実強化 ..... 35
- 7 過疎地域の自立促進 ..... 37
- 8 合併市町村に対する支援の拡充 ..... 39
- 9 社会保障・税番号制度に係る取組強化 ..... 40
- 10 基地対策関係予算の確保等 ..... 41
- 11 治安対策の強化等 ..... 42
- 12 所有者不明土地及び空き家対策 ..... 43
- 13 領土・主権対策等 ..... 45
- 14 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減 ..... 46
- 15 人権救済制度の確立 ..... 47

## 地方財政委員会

- 1 地方税財政 ..... 51
- 2 地方債計画 ..... 54
- 3 地方公営企業 ..... 56
- 4 国庫補助負担金 ..... 57
- 5 多様な人材の市議会への参画促進 ..... 58

## 社会文教委員会

1	医療保険制度	63
2	地域医療施策	65
3	保健衛生施策等	67
4	介護保険制度	69
5	少子化対策等	70
6	社会福祉施策	73
7	雇用対策	75
8	環境保全施策	76
9	文教施策	78

## 産業経済委員会

1	農業振興対策	83
2	林業振興対策	86
3	水産業振興対策	88
4	食の安全及び消費者の信頼確保対策	90
5	中小企業振興対策等	91
6	資源・エネルギー対策	93

## 建設運輸委員会

1	頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等	97
2	自然災害対策の推進	100
3	各種交通基盤整備の推進	103
4	都市基盤整備の推進	107
5	下水道整備の推進	109
6	観光立国の推進	110

## 国会对策委员会（重点要望）



## 1 多様な人材の市議会への参画促進

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多く市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せてICTを活用して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

### 記

#### 第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

##### 1 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議

会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

## 2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる、環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

## 3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる、長の場合と異なり議員が市の出資法人の役員である場合に兼業（請負）禁止の適用から除外されない、といった現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

## 4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

## 5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

### （議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

### （兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には

困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

## 6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

## 7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

## 8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
  - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
  - ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のICT化の推進
  - ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
  - ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

## 9 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

## 第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

## 1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

## 2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

## 3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

## 4 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

## 5 「オンライン開催」による委員会運営の指針等の明確化

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から参集困難と判断される実情がある場合の、いわゆる「オンライン開催」による委員会運営については、今般、その運用に係るQ&Aが総務省から示されたところであるが、デジタル社会の急速な進展を踏まえ、委員会を開催すること自体が困難な場合以外の委員会への出席のあり方や本会議におけるオンライン活用などについて、その基本的な考え方を早期に明確にすること。

## 6 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招

が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

## **7 意見書の積極的な活用**

全国各市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

## 2 地方創生・地方分権改革の推進及び

### 地方税財源の充実確保

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、これを支える財源を継続的に確保することが極めて重要な課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大とも言うべき経済危機に直面し、地方税収の大幅な減収が危惧される中、地方自治体は、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、増大する財政需要に迫られている。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 地方創生の推進

- (1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた関連施策の進捗状況を管理するとともに、今後の社会経済情勢の進展に伴い、必要に応じて柔軟に総合戦略の見直しを行うこと。
- (2) 地方への移住・定着の推進に向けて、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくりや高等学校の機能強化等を図るとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこと。
- (3) Society5.0の実現に向けて、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、最先端のデジタル技術等を活用すること。その際、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保、データ活用の基盤整備などを積極的に推進すること。
- (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続し、地域の実情に応じた主体的で息の長い取組を推進できるようにすること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。
- (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図ること。併せて、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、交付上限額、申請上限数の引上げなど更なる要件の緩和を

検討するとともに、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

- (6) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。
- (7) 「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を間近に控え、過疎地域の現状に鑑み、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
  - (ア) 新たな過疎対策法においては、過疎地域が果たしている役割を評価し、過疎対策の理念を改めて確立するとともに、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含め現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件と指定単位については、新たな理念に基づき、支援が必要な地域がすべて対象となるよう、特段に配慮すること。
  - (イ) 一部過疎地域は、合併の経緯から、政令市・中核市をはじめ広域圏の核となる都市を含む多様な市町村（一部過疎市町村）に存する。一部過疎市町村では、一部過疎地域の環境整備や区域内の格差是正を図るため、種々の過疎対策に迫られている。加えて、核となる都市では、周辺市町村との広域連携に重要な役割を求められるなど財政需要が増大している。こうした実情を踏まえ、「一部過疎」の制度を継続すること。また、一部過疎市町村に対する財政力に係る基準を設定することについては十分慎重であること。

なお、基準の設定が必要と判断される場合においても、市町村の多様性を考慮し、政令市・中核市を含む市と町村を通じて一律に適用する基準の設定は行わないこと。

## 2 地方分権改革の推進

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への事務・権限の移譲を行うこと。その際、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。
- (2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

## 3 令和3年度税制改正

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は急激に悪化し、地方税の減収など地方財源不足の大幅な拡大が危惧される。

については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図るとともに、償却資産に係る固定資産税を含め、現行制度を堅持すること。
- なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により中小事業者等に対し講じる固定資産税の軽減措置及び特例措置の拡充・延長等については、臨時・異例・今回限りの時限的措置とし、事態が収束し経済が回復した後は、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (3) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

#### 4 令和3年度地方財政対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が地域経済に大きな影響を及ぼし、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、地方税収の大幅な減収が危惧される。
- については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策に的確に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

### 3 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染症については、全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」が5月25日に解除されたが、再び感染者数が増加傾向となるなど、依然として予断を許さない状況にある。

そのような中、これまでの学校の一斉休業やイベントの中止、外出の自粛や事業の休業等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている。

このような未曾有の国難に対し、国民と関係機関が一体となり、感染症の収束に向けて、引き続き医療提供体制等の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 感染症拡大防止等

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。
- (2) 第2波、第3波の感染拡大に備え、国民が冷静に行動できるよう、新型コロナウイルス感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。
- (3) マスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。
- (4) 感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。
- (5) 外出自粛等に伴い増加が懸念される虐待等について、相談窓口の周知及び充実を図ること。

##### 2 医療提供体制等の強化

- (1) 感染者の急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。  
このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。
- (2) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医

療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。

- (3) 検査機関や医療機関におけるPCR・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。
- (4) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。
- (5) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染患者を受け入れる病院では、一般病床を転用して、病棟単位で感染症病床を確保することによって、一般患者の受入れ体制の縮小等の地域医療提供体制に生じる支障や多くの空床が生じることによる減収など、病院経営が切迫した状況となっている。これを踏まえ、感染症対策はもとより、医療従事者の待遇悪化による離職を防ぐなど、地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援等を講じること。

### 3 学校休業への対応

- (1) 学校休業による児童・生徒の学力低下が危惧されることから、夏休みや土日の利用、ICTを活用した遠隔授業の実施など不足する授業時間の補填について地方自治体の創意工夫を最大限尊重するとともに、必要な経費について十分な財源措置を講じること。
- (2) 「9月入学」については、社会経済システム全体に大きな影響を及ぼす問題であることから、幅広い関係者の意見聴取はもとより世論を的確に汲み取り、拙速な結論に至ることのないよう慎重に検討すること。

### 4 経済対策等

- (1) 今般の緊急経済対策の効果を見極めつつ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な執行が可能となるようにするとともに、必要に応じて更なる積み増しを行うこと。  
また、9月末まで延長された「雇用調整助成金」の緊急対応期間について、10月以降も更に延長すること。
- (2) 休業した事業者への迅速な損失補償を行うとともに、感染拡大の影響を受けた事業者に対する救済措置を講じること。
- (3) 今後の経済状況の進展を踏まえ、必要な場合には、雇用の受け皿を確保する措置を含め、更なる経済・雇用対策などを躊躇なく断行すること。
- (4) アルバイト先の休業等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対し十分な支援措置を講じること。
- (5) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。
- (6) G o T o キャンペーン事業について、新型コロナウイルスの感染拡大の

要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。

## 5 今後の対策等

- (1) 新型コロナウイルス感染と豪雨や台風など自然災害が同時に重なる事態を想定し、避難所における集団感染防止対策や必要な設備・備品の確保、救急医療を含む医療介護体制の整備など、地域の複合災害への対応に万全を期するため、十分な財政支援を講じること。

また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策についても支援を図ること。

- (2) 未知の感染症が将来再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を予算・人員を含め抜本的に強化するため、地方自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、今回の感染症蔓延を教訓に、集中治療室（ICU）や医療従事者の増強、医療に必要な医薬品原料・マスクや防護服・医療器材の国内調達体制の確立、遠隔診療の充実など医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

その際、症状別感染者数や医療機関の対応状況、その他感染症に関する国内の最新データを一元化し、国民に正確な情報を提供できる仕組みを整備すること。

## 4 頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策 及び防災・減災対策等

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

本年7月には、梅雨前線の活動の活発化に伴う豪雨災害により、住民の尊い生命が多数、失われるとともに、家屋などへの被害も広範囲にわたって発生している。このため、迅速な復旧・復興対策を講じると同時に、今後の災害発生に備え、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の推進が急務である。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。
- (3) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。
- (4) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (5) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など、各種雪害対策の充実強化を図ること。

#### 2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の確実な実施を図ること。また、本年度までとされている3か年緊急対策後も、必要な予算を確保し対策を講じること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・

耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

### 3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など、十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取り組むこと。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

### 4 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、大規模災害発生時における激甚災害指定を速やかに行うこと。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。
- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げを検討すること。
- (4) 発生した災害が特定非常災害に指定され、市町村が公費で被災家屋を解体する場合、その補助対象を全壊から半壊にまで拡大すること。
- (5) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。
- (6) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るとともに、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた支援を図ること。
- (7) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (8) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステ

ムの強化を図ること。

## 5 各種災害からの避難対策の強化

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援を図ること。また、感染症防止に向けた強力な対策を講じること。
- (2) 洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時においては適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等については、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

## 6 消防防災体制の充実強化

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

## 7 医療救護体制の充実強化

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

## 8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

## 5 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から9年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、汚染廃棄物処理、風評被害等、困難な課題が山積している。

国においては、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定したが、対処すべき課題が複雑多様化しており、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 東日本大震災からの早期復旧・復興

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業及び震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。  
また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。
- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度の拡充、被災者支援総合交付金による長期的支援など、各種支援措置の充実強化を図ること。  
また、地方自治体が災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、地方自治体の国に対する償還期間を延長するとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定されている償還免除について、地方自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、

被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

- (7) 地盤沈下により、その利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

## 2 原子力発電所事故災害への対応

- (1) 除去土壌等の適正管理・搬出のほか、仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。
- (3) 宅地内等での一時保管を余儀なくされている除去土壌等の輸送を推進するため、中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに、安全かつ迅速な搬出に向けて十分に調整し、輸送の過程で生じた道路や橋梁等の損傷については、国の責任において早期に復旧工事を行うこと。また、中間貯蔵施設への輸送について、国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに、輸送量の拡大を図り、目標通り令和3年度までに輸送を完了すること。
- (4) 除去土壌の中間貯蔵施設への輸送において、市民が放射線量を自分の目で確認するためにも、引き続きリアルタイム線量測定システムは必要であることから、地域住民や関係市町村の意見を聞くことなく、一方的な撤去を行わないこと。
- (5) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (6) 常磐自動車道の全線4車線化を図るとともに、小高スマートインターチェンジ（仮称）の早期完成を図ること。
- (7) 原子力発電所事故の発生に伴い、個人・法人及び自治体が被った全ての損害について、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、国が同社へ強く指導すること。
- (8) 有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (9) 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (10) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。
- (11) 原子力災害に係る財政支援について、市町村合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）は、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、延長可能となった期間まで、普通交付税の算定の特例延長措置を講じること。
- (12) これまでに進められた除染対策のうち、除染の枠組みから外れた箇所等において、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明し

た場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消を図るとともに、線量低減化をはじめとした環境回復措置を講じること。



# 会長緊急要望



## 令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望

令和2年7月豪雨により、九州地方をはじめ、西日本から東日本、さらには東北や北陸にまで及ぶ広い範囲で河川の氾濫や土砂崩れが発生し、多数の尊い人命が奪われるとともに、家屋などの損壊により多くの住民が避難生活を余儀なくされている。

現在、被災地においては、日々、懸命な活動が続けられているが、復旧・復興を進めていくためには、国によるハード・ソフト両面にわたる一層の支援が不可欠な状況にある。

よって、国においては、特に下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

### 記

#### 1 二次災害の防止対策

長期にわたる降雨により、二次災害の発生する危険性が非常に高まっていることから、土砂災害等への対策を迅速に講じること。

#### 2 激甚災害の早期指定

令和2年7月豪雨災害について、早期に激甚災害（本激）へ指定すること。

#### 3 新型コロナウイルス感染症対策

災害ボランティアや避難所に収容されている住民等への感染防止対策のほか、感染者が発生した場合における対応などについて、支援措置を講じること。

#### 4 生活再建に向けた支援

- (1) みなし仮設住宅を含め、仮設住宅の建設や確保に向けた支援を行うこと。また、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林水産業等に対する経営再建への支援措置を講じること。
- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。
- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げを検討すること。

## 5 災害廃棄物の処理支援

ごみ処理施設や、し尿処理施設の早期復旧を図るとともに、災害廃棄物の処理に対する支援措置を講じること。また、必要に応じ、広域処理体制の整備等を図ること。

## 6 被災者生活支援の充実

被災者に対し、保健や医療、福祉、教育などの生活全般にわたる支援を行うこと。

## 7 交通機関等の早期復旧

甚大な被害を受けた道路や鉄道、各種ライフラインなどのほか、文教施設、社会福祉施設等の全面的な早期復旧に向けた支援を講じること。

## 8 被災地に対する財政等の支援

- (1) 自治体の職員派遣をはじめとする人的支援に対し、派遣元及び派遣先ともども、財政負担が生じないように特段の措置を講じること。
- (2) 被災自治体が実施する復旧・復興事業に対し、十分な財政支援措置を講じること。また、被災自治体が、災害復旧事業を進めるにあたっては、改良復旧を積極的に活用できるようにすること。

# 地方行政委員会



# 1 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきており、平成26年からは、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため「提案募集方式」が導入され、農地転用許可権限の地方への移譲、地方版ハローワークの創設をはじめとした事務・権限の移譲が実現をみている。

令和2年の提案募集については、7年目の募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの提案が259件提出されたところであり、現在、政府において12月の対応方針の決定に向けて検討が進められている。

地方分権改革は、長年にわたる取り組みが着実に進展してきているが、義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限移譲や都道府県から基礎自治体への権限移譲等は、未だに不十分であることから、更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲等

提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。その際、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

また、地方自治体において、提案募集方式が一層積極的に活用されるよう、政府の情報発信と、提案に資する職員研修の充実を図ること。

### 2 地方議会の活動を制約する法令上の諸規定の見直し

議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

## 2 地方創生の推進

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、これを支える財源を継続的に確保することが極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な進展

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた関連施策の進捗状況を管理するとともに、今後の社会経済情勢の進展に伴い、必要に応じて柔軟に総合戦略の見直しを行うこと。

#### 2 地方への移住・定着の推進

地方への移住・定着の推進に向けて、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくりや高等学校の機能強化等を図るとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこと。

#### 3 未来技術の活用等

Society5.0の実現に向けて、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、最先端のデジタル技術等を活用すること。その際、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保、データ活用の基盤整備などを積極的に推進すること。

#### 4 まち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続

まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続し、地域の実情に応じた主体的で息の長い取組を推進すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

#### 5 地方創生推進交付金の総額確保等

地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図ること。併せて、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、交付上限額、申請上限数の引上げなど更なる要件の緩和を検討すると

もに、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

## 6 地方創生拠点整備交付金等の弾力的な運用等

地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

## 7 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

## 8 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。

## 9 地方への分散を促進する取組の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転や人の地方への移住等を促進する取組を積極的に推進すること。

## 10 地域運営組織への支援に係る財政措置

今後、持続可能な地域づくりや地方自治体の運営に向けて、住民が主体となる地域運営組織の役割はますます重要となることから、地域運営組織に財政的支援を行う地方自治体に対し、地域の課題解決に向け、より充実した支援ができるよう柔軟かつ自由度の高い交付金を創設するなど、地域の実情に応じた必要な財政措置を講じること。

## 11 地域における多文化共生の推進

在留外国人の定着に向け、地方自治体が整備、運営する多言語による行政・生活情報の提供、相談体制の一元的窓口への支援を拡充すること。

### 3 参議院選挙における合区の解消

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施された。その後、参議院選挙比例区に「特定枠」が設けられたが、令和元年7月21日投開票の参議院議員選挙では、合区3県で過去最低の投票率を更新するなど、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

このほか現在、合区対象は鳥取、島根、徳島、高知の4県であるが、今後大都市と地方の人口格差がさらに拡大し、合区対象県が増えることも懸念される。

よって、国においては我が国の民主主義と地方自治を守るため、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

## 4 多様な人材の市議会への参画促進

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

多様な層の住民が議員として地方議会に参画できるよう、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

##### (1) 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

##### (2) サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる環境を整えるため、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

##### (3) 兼業（請負）禁止要件の緩和

議員の兼業禁止に係る「請負」の要件の再整理及び明確化、その他所要の見直しを行い、兼業禁止に係る規定が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

##### (4) 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある中、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の

地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。  
併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げについて検討すること。

(5) 育児手当の創設等

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

(6) 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

## 2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

(1) 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

(2) 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

(3) 予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

(5) 「オンライン開催」による委員会運営の指針等の明確化

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から参集困難と判断される実情がある場合に、いわゆる「オンライン開催」による委員会運営が差し支えないとの総務省見解が示されたが、国会を含め現行の議会制度では「オンライン開催」を想定する議会運営のあり方について具体的な方針が確立されていない現状にある。総務省は、議事公開の要請への配慮、議員の本人確認、自由な意思表示の確保などに十分な留意を地方議会に求めているが、これらに対する具体的な考え方を示していない。

このため、地方議会制度の所管省として、委員会の「オンライン開催」に必要な手続等について、早急に明確な指針を提示すること。

(6) 議会の招集日の変更

災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

(7) 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第 99 条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

**3 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置**

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

## 5 厚生年金への地方議会議員の加入

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保等の観点から、厚生年金へ地方議会議員が加入できるよう、所要の法整備を早期に実現することを強く要望する。

## 6 消防防災体制の充実強化

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

#### 2 緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充

緊急防災・減災事業債については、令和2年度までとされる制度を恒久化するとともに、今後も地域の実情や災害態様の多様性に応じた柔軟で幅広い防災・減災事業に活用できるよう、対象事業及び財政措置を拡充強化すること。

#### 3 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に必要な消防救急無線のデジタル化に伴う運用面に係る新たな諸課題へ対応するため、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対しても、財政措置を充実強化すること。

#### 4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

## 5 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 30 年 4 月 1 日改訂）を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

## 7 過疎地域の自立促進

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたり議員立法として制定された過疎法の下、上下水道や道路等の公共施設の整備等に一定の成果を得ている。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 過疎地域に対する財政措置の充実等

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。また、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤確立、持続可能な地域社会の実現に資する多様な主体の協働による地域社会の活性化、地域を担う人材育成等のほか、Society 5.0時代の到来も見据えた総合的な過疎対策の充実強化を図ること。

#### 2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補填すること。

#### 3 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設

「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を間近に控え、過疎地域の現状に鑑み、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

- (1) 新たな過疎対策法においては、過疎地域が果たしている役割を評価し、過疎対策の理念を改めて確立するとともに、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含め現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件と指定単位については、新たな理念に基づき、支援が必

要な地域がすべて対象となるよう、特段に配慮すること。

- (2) 一部過疎地域は、合併の経緯から、政令市・中核市をはじめ広域圏の核となる都市を含む多様な市町村（一部過疎市町村）に存する。一部過疎市町村では、一部過疎地域の環境整備や区域内の格差是正を図るため、種々の過疎対策に迫られている。加えて、核となる都市では、周辺市町村との広域連携に重要な役割を求められるなど財政需要が増大している。こうした実情を踏まえ、「一部過疎」の制度を継続すること。また、一部過疎市町村に対する財政力に係る基準を設定することについては十分慎重であること。

なお、基準の設定が必要と判断される場合においても、市町村の多様性を考慮し、政令市・中核市を含む市と町村を通じて一律に適用する基準の設定は行わないこと。

## 8 合併市町村に対する支援の拡充

平成11年から始まった、いわゆる「平成の大合併」を経て、全国の市町村数は約半数まで減少し、全国的な市町村合併の推進は、平成22年3月末で一区切りとされた。

その後、合併市町村は合併後のまちづくりを進めるとともに、様々な行財政改革に取り組んできたが、合併の発現効果は長期間を要し、合併後の新たな行財政需要の増大など多くの課題も抱えており、更なる支援措置の充実強化が必要である。

また、令和2年4月1日には「市町村の合併の特例に関する法律」の期限延長が図られ、今後の基礎的自治体による行政サービスの提供体制について、自主的な市町村合併も選択の一つとされている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

## 9 社会保障・税番号制度に係る取組強化

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、国民の利便性の向上と行政手続きの効率化、社会保障給付の適正化を図り、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものである。

また、同制度は、我が国がデジタル社会を実現するための基盤であり、我が国の将来を左右する極めて重要な役割を果たすものである。

政府のデジタル・ガバメント閣僚会議は、令和元年6月に、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定し、健康保険証としての利用をはじめ各種の利活用策への取組を進めているが、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる価値の創造が期待されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 制度の運用に係る財政措置の拡充等

情報連携及びマイナポータルの本格運用等の制度の運用に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。

また、マイナンバーカードの活用範囲の更なる拡大を図り、マイナポータルの利便性とサービスの向上を図るとともに、カードの普及促進により、マイナンバー制度のインフラの最大限の活用を図る環境を整備すること。

#### 2 制度の周知徹底等

国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

## 10 基地対策関係予算の確保等

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 基地交付金・調整交付金の所要額確保

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

#### 2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたが、今後、更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であることから、同交付金の所要額を確保すること。

#### 3 米軍機による低空飛行訓練の中止

訓練空域周辺の住民は、耐え難い騒音被害とともに、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

## 11 治安対策の強化等

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

更に、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。
- (3) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

#### 2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、各地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し、財政的な支援を行うこと。

#### 3 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

## 12 所有者不明土地及び空き家対策

我が国では、人口減少・高齢化の進展に伴い、不動産登記等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない所有者不明土地が全国的に急増し、社会問題化しており、国土政策及び土地登記制度において具体的な取組や検討が進められている。

また、世帯数の減少等により、「空き家」が増加傾向にあり、今後さらなる増加が見込まれている。

所有者不明土地、空き家対策を地方自治体が積極的に進めていくためには、国による財政的な支援が不可欠であり、さらに支援制度の整備、拡充等が必要不可欠となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 所有者不明土地対策

##### (1) 地方自治体等が円滑に利活用・管理できる環境の整備

平成30年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地方自治体等が所有者不明土地をより円滑に利活用、又は適切に管理できるよう、環境整備を行うこと。

##### (2) 不動産権利に関する登記制度の見直し

所有者不明土地の発生抑制・解消に向け、関係法令の改正や地籍調査を推進し、所有者不明土地の発生予防及び利用の円滑化・適正化を図ること。

また、現在検討を進めている、相続登記の促進等を含む登記制度の抜本的見直しに当たっては、引き続き、地方の意見を踏まえながら検討すること。

#### 2 空き家対策における財政支援等

##### (1) 国の財政的な支援の創設、拡充

空き家等対策計画に基づき自治体が行きとる空き家対策については特別交付税措置により支援することとされているが、市が所有者にかわって解体する場合（行政代執行）の費用や所有者への解体費用の助成について、国の財政的な支援の創設または拡充を行うこと。

##### (2) 関係法令の改正

(ア) 老朽危険空き家については、相続未登記等による権利関係の問題など、解体に関しての多くの制約があり、自治体の対応には限界があることから、自治体が直接かつ容易に解体を行うための法制度を整備すること。

(イ) 法の対象外である長屋においては、長時間放置される事例も多く見受

けられることから、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象に加えること。

- (ウ) 相続人が複数にわたる場合や、資産価値が低く放置される場合において、責任の所在が不明確となることから、登記を義務化し、責任の所在を明確化すること。

(3) 空き家の適正管理

空き家の長期間の放置や増加を抑制するためには中古住宅の流通を促進させていくことが重要であることから、空き家バンクの運用や流通市場へ誘導するための所有者への働きかけなど、良質な中古住宅の流通促進に向けて自治体が行う取り組みに対し、財政的及び技術的な支援を行うこと。

## 13 領土・主権対策等

戦後75年を経た現在、我が国には依然として領土問題が存在する。我が国は国際社会の法と秩序を遵守しながら、各事案の性質に応じて適切な対応を図っているものの、領土問題は、国家の主権にかかわる重大事項であり、問題の一日も早い平和的解決が望まれる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 北方領土返還

##### (1) 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、断固たる決意と強い意志をもって、対口外交交渉を強力に推し進めるとともに、国内世論や国際世論の喚起高揚に向け、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び青少年に対する北方領土教育の充実、さらには返還要求運動の後継者育成の強化等に取り組むこと。

##### (2) 北方領土隣接地域の振興対策等

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

##### (3) 北方四島における共同経済活動の実現

平成28年12月の日ロ首脳会談において協議を開始することで合意された北方四島における共同経済活動の実現にあたっては、北方領土隣接地域のこれまでの歴史的経緯や交流実績、地理的優位性を活かし、北方領土隣接地域と北方四島を「北方四島経済活動特区」として位置付けるとともに、共同経済活動の実現に向けた協議を加速すること。

#### 2 竹島の領有権確立

我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている大韓民国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、さらなる国民の関心を高めるため、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化すること。

## 14 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減

在日米軍基地周辺地域においては、戦後70年余が経過した今日においても、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊、米兵等による事件・事故など、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

これまで、在日米軍基地から派生する事件・事故等が発生する度に多くの議会や自治体は、繰り返し嚴重に抗議及び要請し、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は、裁判権の行使に関する運用の見直しなど日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的改定が必要である。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るため、日米地位協定の抜本的な改定及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、在沖米軍基地の負担軽減がなされるよう強く要望する。

## 15 人権救済制度の確立

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布など、新たな人権侵害も増加しているほか、新型コロナウイルス感染症に関連して感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別も多数報告されている。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。



# 地方財政委員会



# 1 地方税財政

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済危機に直面する中、地方税収の大幅な減収が危惧され、地方財政は、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は急激に悪化し、今年度に引き続き、令和3年度においても、地方税の減収など地方財源不足の大幅な拡大が危惧される。

ついては、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策などに的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

- (3) 今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図ること。

- (4) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図るとともに、償却資産に係る固定資産税を含め、現行制度を堅持すること。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により中小事業者等に対

し講じる固定資産税の軽減措置及び特例措置の拡充・延長等については、臨時・異例・今回限りの時限的措置とし、事態が収束し経済が回復した後には、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (5) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。  
また、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方自治体の行財政改革により生み出す財源は地方に確実に還元すること。
- (8) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。
- (9) 地域医療構想において、機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。

## 2 地方税財源の確保・充実

- (1) 個人住民税については、その確保・充実を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。  
法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (2) 森林環境譲与税については、市町村の使途状況、林業需要等を勘案し、必要に応じ譲与基準など所要の見直しを行うこと。
- (3) 緊急経済対策により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年3月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。
- (4) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。
- (5) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

- (6) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (7) 会計年度任用職員制度について、地方自治体の行政サービスや財政運営に影響を及ぼすことがないように、制度開始に伴い新たに支給する経費等の所要額全額について、継続的かつ確実な財政措置を講じること。
- (8) 緊急防災・減災事業について、所要額を確保すること。
- (9) 新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設等、支援の拡充を図ること。
- (10) 地方自治体が行う危険な空き家の除却に対して、更なる財政措置の拡充を図ること。

### 3 合併算定替等

合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、引き続き合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。

また、小規模市町村が安定的に財政運営を行えるよう、段階補正を強化すること。

### 4 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

### 5 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

## 2 地方債計画

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

#### 2 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

#### 3 緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充

緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、地方の実情を踏まえて対象事業を拡充すること。

#### 4 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生を総合的に支援する特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

#### 5 公共施設等適正管理推進事業債の延長

個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、令和3年度までとされる公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

#### 6 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、消費税率引上げや建築費単価の上昇などにより、所要の事業実施に支障が生じないよう、適切な措置を講じること。

#### 7 過疎対策事業債の所要額確保

過疎対策事業債の対象事業の拡充や、ソフト分に係る発行限度額を引き上げるなど所要額を確保すること。

## 8 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象となる団体、資金区分、年利等の要件を緩和した上で措置を再度実施すること。

## 9 元利償還金に対する地方交付税措置

景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置するとしている地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

### 3 地方公営企業

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

#### 1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

#### 2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実させること。

また、上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実させること。

#### 3 地方公営企業の広域化等への支援

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取組に対する支援を強化すること。

## 4 国庫補助負担金

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

#### 2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

## 5 多様な人材の市議会への参画促進

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい報酬・福利厚生に係る仕組みの確立などが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。

有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

#### 2 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

(1) 小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(2) 小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

#### 3 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

#### 4 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
  - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
  - ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のICT化の推進
  - ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
  - ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化



# 社会文教委員会



# 1 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 医療保険制度改革

国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないよう配慮すること。

### 2 国民健康保険制度

- (1) 平成 27 年度から実施された保険者への財政支援の拡充 1,700 億円と併せ、28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した毎年約 1,700 億円の財政支援等について、引き続き国の責任において確実に行うこと。  
また、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- (2) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国庫負担減額調整措置を全面的に廃止するなど、財政支援の充実を図ること。
- (3) 低所得者層の負担を緩和するため、保険料（税）軽減制度の更なる拡充を図ること。
- (4) 保険料（税）の徴収事務の委託に係る経費について、市町村の負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。
- (5) C型肝炎新薬の影響による医療費増加に対する措置として、特別調整交付金による支援措置を講じること。
- (6) 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担うものとして、平成 30 年度に創設された「保険者努力支援制度」を有効に活用すること。

### 3 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療保険料における軽減特例の見直しに当たっては、低所得者に十分配慮した激変緩和措置を講じること。

## 2 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在等により、非常に厳しい状況下に置かれていることから、地域住民が安心して一次医療から三次医療まで必要かつ良質な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 医師不足・偏在対策等

- (1) 定員配置等の規制的手法の導入や医師不足地域での一定期間の勤務義務付けなど、医師の地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立すること。
- (2) 産科医・小児科医の減少による診療科偏在を受け、拠点病院における周産期の医療提供の在り方を再検討するなど、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。
- (3) 地域枠制度をより効果的なものとするため、特に医師が不足している内科、産科、小児科、脳神経外科、麻酔科等の医師養成に配慮するとともに、地域の二次医療を支える中核病院に重点を置いた地域枠医師の配置、地域枠医師数の拡大を図ること。
- (4) 新専門医制度の運用に当たっては、医師の地域偏在、診療科偏在が助長されないよう、地方の意見を踏まえ適切に対応するとともに、全国均等な専門医の配置など実効性のある医療提供体制の整備を進めること。
- (5) 女性医師及び看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (6) 医師不足が深刻な地域の中小病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。また、都道府県の地域医療対策協議会が中小病院への医師派遣を安定的に行えるよう、その取組に対する支援を充実強化すること。
- (7) 臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。
- (8) 看護師や助産師など医療を支える専門職の確保・養成及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善など適切な措置を講じること。
- (9) 地域医療介護総合確保基金について、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講じること。

#### 2 救急医療の充実確保

- (1) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師

を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。

- (2) 軽度な症状でも安易に夜間や休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心掛けるよう広く国民に啓発すること。

### 3 自治体病院への財政措置等

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の不採算部門に対し、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院による診療体制を強化する支援策を講じること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政措置等の支援策を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染患者を受け入れる病院では、一般病床を転用して、病棟単位で感染症病床を確保することによって、一般患者の受入れ体制の縮小等の地域医療提供体制に生じる支障や多くの空床が生じることによる減収など、病院経営が切迫した状況となっている。これを踏まえ、感染症対策はもとより、地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援等を講じること。

### 4 地域医療構想

- (1) 地域医療構想については、公立・公的医療機関等に再編統合等を誘導するものではないことを前提とした上で、各地域の調整会議の結論を尊重し、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため、更なる支援を講じること。
- (2) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。

### 5 国立病院機構の機能強化等

独立行政法人国立病院機構の各病院について、安易な統合廃止等を行うことはせず、地域の実情に沿った改革を行うこと。

また、民間病院では補えない大規模災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための災害拠点病院や、災害拠点病院を支援・補完する役割を担う災害医療支援病院として、機能強化及び充実させること。

### 3 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、薬物乱用防止対策、がん対策のほか、良質な水道水の供給確保など、保健衛生施策の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 薬物乱用防止対策

青少年に対し、薬物乱用の危険性についての正しい理解と規範意識の醸成のための薬物乱用防止教育を徹底し、青少年が薬物乱用に巻き込まれないよう、引き続き、未然防止策を強化するとともに、薬物乱用の根絶を図るための施策を推進すること。

##### 2 麻しん（はしか）等対策

- (1) 感染者の多い 20 代から 40 代が確実かつ速やかにワクチン接種できるよう、当年代に対する麻しん予防接種を定期接種化するなど実効性のある対策を講じるとともに、国が責任をもって財源を確保すること。
- (2) 海外からの輸入症例を契機として、麻しん感染を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対し予防接種を実施するよう、より強い注意喚起を行うこと。
- (3) 定期接種を含む対策に必要なワクチンについて、国の主導により、安定的な供給体制及び地域ごとに在庫の偏在が生じない流通体制を整備し、滞りなく予防接種が実施できるようにすること。

##### 3 がん検診への支援

「がん対策推進基本計画（第3期）」において、がん検診の受診率向上のため、「国は財政上のインセンティブ策の活用に努める」とされていることから、これまでの交付税措置だけではなく、新たな補助制度や交付金の創設など必要な財政支援を拡充すること。

##### 4 子宮頸がん予防ワクチン接種

- (1) 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、早期にその因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取組の更なる推進を図るとともに、医療従事者に対し適切な情報提供を行うこと。
- (2) 予防接種健康被害救済制度の積極的な適用を図るとともに、定期接種以前の被害も含めた子宮頸がん予防ワクチン接種に係る独自の救済制度を創設すること。

## 5 発達障害が疑われる子どもへの支援

- (1) 未就学児の療育の質的、時間的な充実を図るため、地域療育センター等の設置を促進すること。
- (2) 発達障害児がクラスに一定数いることを前提として職員配置基準を見直すとともに、財政支援を拡充すること。
- (3) 発達障害に関する国の専門機関を設置し、保護者への啓発を行うとともに、支援及び相談体制を充実すること。

## 6 水道事業

- (1) 緊急時給水拠点確保等事業について、採択基準における資本費単価、水道料金等の要件の撤廃又は緩和を講じること。
- (2) 水道管路緊急改善事業について、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、対象となる水道管の布設経過年数の要件の緩和を講じること。また、配水支管までを交付対象とすること。
- (3) 浄水場や基幹管路など水道施設の再構築及び水道施設の安全強化のための施設整備に関する国庫補助採択基準の緩和も含め、財政措置の充実を図ること。
- (4) 水道施設等の災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和、手続の簡素化・迅速化を図ること。  
また、被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (5) 平成 30 年 12 月公布の改正水道法に基づく水道事業の広域連携に対する財政支援を拡充するとともに、広域連携に参加する事業者の数や資本単価等の採択基準を緩和すること。

## 4 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 介護サービスの基盤整備

地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のため、地方自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

#### 2 介護従事者の確保・養成

- (1) 介護職員処遇改善加算の取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- (2) 介護従事者となるための資格取得費用の貸与又は一定額の補助制度を早期に創設すること。
- (3) 介護従事者のスキルアップ及び円滑な業務遂行のため、研修制度の充実を図ること。
- (4) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置など、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこと。

#### 3 財政運営

- (1) 介護保険の調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであることから、その機能を損なうような措置を講じないこと。また、将来にわたり、いかなる形でのインセンティブ活用も行わないこと。
- (2) 「保険者機能強化推進交付金」及び令和2年度に創設された「介護保険保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。

## 5 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 子ども・子育て施策

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う地方自治体の負担を軽減し、幼児期の教育の充実を図るため、子ども・子育て支援臨時交付金による財源措置を継続すること。  
また、無償化による減収分や新たな支出に要する費用を補填するなど、自治体財政に影響を与えないよう、将来にわたる安定的かつ恒久的な財源を確保すること。
- (2) 保育人材を確保するための総合的対策を講じること。特に、保育士の処遇改善が図られるよう、保育所等の運営に係る委託費等を大幅に引き上げること。
- (3) 保育人材の育成や潜在保育士の掘り起こし等においても、更なる賃金改善とともに、諸帳簿の簡略化、ICTの積極的活用による業務の省力化、魅力ある職場としてのイメージアップ戦略、保育士を目指す人材への奨学金制度の充実等の措置を積極的に講じること。
- (4) 職員配置の改善（1歳児の職員配置を6：1から5：1、4・5歳児の職員配置を30：1から25：1）等に必要な予算の確保を図ること。
- (5) 現状の療育支援加算等では障害児等の支援に必要な費用を賄うことが困難なため、受入施設への財政支援等により障害児の受入促進を図ること。
- (6) 公定価格における地域区分の設定について、地域の実情に応じた適切なものとなるよう見直すこと。
- (7) 在宅で育児をする世帯など多様な保育形態の公平性に配慮し、地域子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- (8) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備費や運営費について、十分な措置を講じること。また、移行に伴い地方自治体の財政負担や事務が増えないよう配慮するとともに、引き続き情報提供に努めること。
- (9) 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など所要の措置を講じること。

あわせて、認可外保育施設に関する情報共有システムについて、本年9

月の本格運用開始を目指し、保護者や市町村が十分活用できるよう周知徹底を図ること。

- (10) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し後、実施主体である市町村が総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、引き続き新制度について適切な情報提供を行うこと。また、国の財政負担の拡充を図るとともに、手続の簡素化を図り、市町村及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

## 2 保育所の待機児童解消

- (1) 令和2年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」の期間及び終了後においても必要な財源については、国の責任において確保すること。
- (2) 待機児童数が多い地方自治体のうち、特に財政力の低い自治体に対し、緊急的な保育士等確保のための特段の財政支援を行うこと。
- (3) 待機児童解消に向けた施設整備を更に加速するため、「保育所等整備交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続すること。
- (4) 三大都市圏の一部に限り待機児童解消までの一時的措置として認められている居室面積基準の特例を、全市町村へ拡大すること。
- (5) 仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるため、更なる育児休業期間の拡大、育児休業時の経済的支援及び企業への啓発等により育児休業の取得率の向上を図るなど、待機児童解消につながる対策を講じること。
- (6) 待機児童であることを証明する「保育所入所保留通知書」の取得がなくても、保護者の希望に応じて、子どもが2歳になるまで育児休業の取得延長及び育児休業給付金の受給が可能となる制度とすること。

## 3 放課後児童対策

放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図るとの目標を達成するため、安定的財源を確保すること。

また、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

## 4 児童虐待防止対策

- (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」をより実効性のあるものとするため、児童相談所や市町村の体制整備、専門的人材の確保に対し必要かつ十分な財政支援措置を講じること。また、持続的な人材育成に向け必要な措置を講じること。
- (2) 緊急時において、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が児童福祉法で定める一時保護の権限を行使できるようにすること。
- (3) 児童養護施設等について、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた職

員配置基準の引上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際は、一定の経過措置を講じるよう配慮すること。

## 5 不妊治療への財政措置

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、同治療に対する助成制度の拡充を図ること。

## 6 子ども医療費助成制度

子どもの医療費助成について、中学校卒業まで窓口負担のない現物給付方式による全国一律の制度を早急に創設すること。

## 7 子どもの貧困対策

- (1) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- (2) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭への支援策を拡充すること。  
また、児童養護施設等の小規模・地域分散化に要する施設整備への財政支援や、「地域子供の未来応援交付金」の予算拡充と対象事業の拡大による地方独自の取組への継続的支援を図ること。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習援助事業について、国の補助割合を拡充すること。

## 6 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症対策及び生活保護制度など社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 障害者施策

- (1) 障害者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるために、日中活動の場としての生活介護施設、住まいの場としてのグループホーム施設の整備を計画的かつ確実に行うことができるよう、社会福祉施設整備費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保すること。
- (2) 障害者総合支援法における自立支援給付のうち訪問系サービスに係る国庫負担基準は、市町村のサービス支給実態を反映しておらず、市町村に財政負担を強いていることから、国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。

#### 2 認知症施策

- (1) 国や地方自治体をはじめ、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症基本法案を速やかに成立させること。
- (2) 認知症の疑いのある人や診断直後に生じる空白期間（支援体制ができるまでの期間）については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用等による支援体制の構築を図ること。
- (3) 若年性認知症の支援について、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制の充実を図るとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- (4) 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応方法の確立・普及など認知症施策の推進に取り組むこと。  
また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

#### 3 生活保護制度

- (1) 生活保護に係る経費について、国標準の査察指導員及び福祉事務所現業

員（ケースワーカー）の配置に係る人件費等を含め全額国庫負担とすること。

- (2) 高齢者層を生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設すること。また、生活保護との整合性を持たせるため、年金など社会保障制度や最低賃金制度等を見直すこと。
- (3) 不正受給を防止するため、実施機関の調査権の強化や現物給付への転換等を図ること。
- (4) 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化に向け、過剰な医療行為を審査・制限する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則強化等の対策を講じること。
- (5) 各種生活支援サービスを提供している民間住宅に居住する高齢の生活保護受給者が適切にサービスを受けられるよう、必要な措置を講じること。

#### 4 骨髄移植ドナーへの支援

- (1) 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインにおいて、ドナー休暇制度を明示するなど企業等の取組を促進すること。
- (2) ドナー休暇を制度化するとともに、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度を創設すること。

#### 5 医療的ケア児への支援

- (1) 医療的ケア児支援の先進事例を集積し、保育・学校現場等での運用に資する積極的な情報提供を行うこと。
- (2) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政支援を行うこと。
- (3) 医療的ケア児支援のための人材確保・育成のため、更なる予算措置の拡充など必要な措置を実施すること。
- (4) 医療的ケア児を受入可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等の事業所の増加など、社会資源不足の解消に向けた財政支援を拡充すること。
- (5) 居宅訪問型の一時保育制度や居宅で宿泊を伴うケアが可能となる制度を創設するなど、医療的ケア児支援策の拡充に向け、具体的な施策や制度改正を早期に検討し実施すること。

#### 6 民生委員・児童委員の活動環境の整備

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備するため、なり手不足対策として企業等への働きかけを強化するとともに、地域支援者間における個人情報の共有に係るガイドラインの構築や民生委員活動費等の見直しを図ること。

## 7 雇用対策

我が国の雇用情勢は、昨今の景気回復基調により持ち直しの動きが続いており、完全失業率は低下しつつあるものの、依然として厳しい状況にあることから、地域雇用対策や若年者雇用対策の、より一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地域雇用対策

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

#### 2 雇用環境改善・女性活躍推進

- (1) 若者や女性等がより働きやすい環境を整備するため、正規雇用の拡大や非正規雇用労働者の正規雇用への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。
- (2) 女性の管理職登用・職域拡大、女性リーダーの育成を図るなど、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。
- (3) 女性が出産・育児や介護を理由に退職することのないよう、仕事と家庭の両立支援策の推進や貧困等困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に資する政策の強化を図ること。

## 8 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、リサイクル対策、海洋ごみ対策等の施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら施策の実務を担う地方自治体の役割は大きく、その円滑な運営には、各種施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地球温暖化対策

温室効果ガスの大幅削減に向け、地方自治体が行う再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に必要な支援を行うこと。

#### 2 廃棄物処理対策

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対し、適切な財政措置を講じること。

#### 3 海洋ごみ対策

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

また、生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックごみについて、実態解明と発生抑制対策を講じること。

#### 4 アスベスト対策

建築物解体時等におけるアスベスト粉塵の飛散防止の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関など公共施設のアスベスト対策について、所要の財政措置を講じること。

#### 5 皮革排水処理への支援

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

#### 6 建設発生土対策

建設工事における土砂の発生、運搬、埋立てなど一連の行為に関わる悪質

な行為に対し、罰則強化を含めた法整備を早急に進めること。

## 9 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 教職員の人材確保と働き方改革

- (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施、教職員の働き方改革など山積する様々な課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や財源の充実確保を図ること。
- (2) 学校と地域の連携や教諭の授業をサポートするアシスタントを増員すること。

#### 2 学校のICT環境整備

- (1) ICTの活用等による学校業務の効率化や事務の精選、勤務時間の適正な管理を行うこと。
- (2) 通信環境の整備はもとより、備品購入に係る経費やICT支援員の確保、各システムやソフトウェアの導入の経費等について、地域の実態に即した財政支援措置を講じること。

#### 3 小学校外国語教育の整備

A L T（外国語指導助手）又は外国語専任講師の1校1人の配置が可能となるよう財政支援措置を講じること。

#### 4 少人数学級の推進

法改正等により、公立小・中学校の全学年において35人以下学級を実現させるとともに、必要な教員の確保に係る財源について、地方自治体の負担を軽減する措置を講じること。

#### 5 特別支援教育

- (1) 特別支援教育について、必要な教職員等の確保や研修等の施策を充実し、十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置できるよう、支援員派遣事業の補助制度を創設すること。

- (2) 特別支援学級の学級編制基準について、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図ること。

## 6 いじめ防止対策

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき学校に設置されるいじめ防止対策のための組織について、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーの在り方について、地方自治体と協議を行うこと。
- (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

## 7 学校施設の耐震化・老朽化対策等

学校施設の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等に対する学校施設環境改善交付金対象事業に必要な財源を確保すること。

また、内部改修と外部改修工事を別々に実施する場合も交付対象事業とするなど、各地方自治体の財政状況を考慮した老朽化対策が実施できるよう、より柔軟な支援とすること。

## 8 学校施設における空調設備設置

- (1) 学習環境の早急な改善が図られるよう、学校施設への空調設備設置の促進に向けた十分な財政措置を講じるとともに、各地方自治体において必要となる光熱費が確実に措置されるよう、財政支援を拡充すること。
- (2) クラブ活動や地域の諸行事のほか災害時に避難所として使用される小中学校の体育館への空調設備設置に対する財政支援を検討すること。

## 9 食物アレルギー事故防止対策

学校等における食物アレルギー事故防止に向けた取組に対し、技術的・財政的な支援及び関係法令の整備など十分な措置を講じること。

## 10 栄養教諭・学校栄養職員

食物アレルギーなど個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

## 11 2020年東京オリンピック・パラリンピック

- (1) 大会開催を契機として、各地方自治体の特色あるスポーツや文化を活用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。
- (2) 火焰型土器の聖火台への採用をはじめ、縄文の先人達の息吹を伝える土偶などの遺物を各種の造形に活用すること。

## 12 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西

- (1) 国による準備段階も含めた積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックとの一体的な広報活動の展開、地方自治体による市民参加の促進や交流イベントなど、本大会の機運醸成に向けた取組への支援を行うこと。

# 産業経済委員会



# 1 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、農業地域の振興等により農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 農業農村整備事業関連予算の安定的確保

- (1) 将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。
- (2) 農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

### 2 経営支援対策の充実強化

農業者の経営安定を図るため、経営所得安定対策について必要財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

### 3 農業の持続的な発展に関する施策の推進

- (1) 農業次世代人材投資資金をはじめとする担い手の育成・確保対策を充実させること。
- (2) 我が国の農林水産業が発展するためには、更なる輸出拡大が必要となっていることから、輸出拡大に向けた問題の解決に向け、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (3) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。
- (4) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (5) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。
- (6) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。
- (7) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進す

るとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生活基盤の効率的な整備の推進を図ること。

- (8) 災害復旧事業（国庫補助対象分）においては、発災から3年間の予算執行が求められているが、施工業者の不足により、被害を受けた農地や林道、農林水産業共同利用施設等の復旧工事が進まない事例も発生しているため、予算執行期限の延長措置を講じること。

#### 4 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進

- (1) 水田を最大限に有効活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (3) 学校や病院、高齢者施設など公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

#### 5 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。
- (2) CSF（豚熱）をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対し、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営支援策を充実すること。あわせて、風評被害の防止に万全の措置を講じること。

#### 6 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化すること。また、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。
- (3) 個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

#### 7 TPP等関連施策の実施と予算措置

- (1) TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。

- (2) 今後の米国との貿易交渉において、公正な貿易慣行を通じて、貿易・投資が活発化し、我が国のものづくり企業の競争力強化、雇用創出につながるよう、引き続き協議を行うこと。
- (3) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。

## **8 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃**

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による農産品等の輸入規制は、日本政府の働きかけにより緩和・撤廃されつつあるものの、輸入規制を継続して措置している国・地域もあることから、風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、規制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

## 2 林業振興対策

我が国の林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少等による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃等が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 林業の持続的な発展に関する施策の推進

- (1) 森林・林業基本計画に掲げる施策の具体化を図るため、必要な予算の確保を図ること。また、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る、パリ協定を踏まえた新たな枠組みにおける必要予算の確保を図るとともに、第2約束期間の目標である年平均52万haの間伐等を着実に実施すること。
- (2) 「森林環境譲与税」については、税の主旨である奥地等条件不利地の森林整備を着実に進展させるとともに、森林を有しない自治体の緑地保全のための維持管理などにも寄与するよう、必要に応じて見直すこと。
- (3) 林業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を充実させること。
- (4) 森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、林産物の供給体制等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。

#### 2 森林経営管理法の円滑な施行に係る支援

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立するとともに、森林所有者の確定・境界の明確化などを行うこと。

#### 3 森林整備の拡充

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

#### 4 森林整備による防災・減災対策の推進

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力に

推進すること。

## 5 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充など、鳥獣被害防止対策を強化すること。また、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。
- (3) 個体数管理、生息環境管理及び被害防止対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

### 3 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような状況の下で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 漁業者に対する経営支援策等の強化

- (1) 水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 安全かつ安定した水産物供給及び国内水産物の競争力を強化し、輸出を推進するため、高度衛生管理に対応した施設整備が図られるよう、十分な水産基盤整備予算を確保すること。また、施設整備にあわせて必要となる機器等の整備費用についても、十分な財政支援を講じること。

##### 2 水産業の持続的な発展に関する施策の推進

- (1) 水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を充実させること。
- (2) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。
- (3) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。
- (4) 我が国の農林水産業が発展するためには、更なる輸出拡大が必要となっていることから、輸出拡大に向けた問題の解決に向け、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (5) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した、農山漁村における6次産業化や農商工連携への取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

##### 3 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化

漁業経営に深刻な影響を及ぼすトドや大型クラゲなど有害生物に対する漁業被害防止対策を強化すること。

#### 4 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域政府による農産品等の輸入規制は、日本政府の働きかけにより緩和・撤廃されつつあるものの、輸入規制を継続して措置している国・地域もあることから、風評被害を防ぐとともに、被災地産品の海外輸出促進に向け、我が国産品の安全確保に対する措置の情報を各国・地域政府、報道機関、国民へ迅速かつ正確に提供するなど、規制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

#### 5 海洋ごみ対策

海洋プラスチックを含む海洋ごみ対策に、国際的な関心が高まっている中、海洋生態系の保全や水産業の振興等に不可欠であることから、漁場機能の維持・回復等に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充すること。あわせて、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等のリサイクル技術の開発・普及を促進すること。

## 4 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であるが、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

また、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は跡を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 食の安全性確保への取組

食に対する消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステム(生産履歴管理)、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(危害要因分析・重要管理点)などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

#### 2 輸入食材等の安全確保

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

#### 3 消費者安心・安全確保対策の推進

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。

## 5 中小企業振興対策等

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれる中、この影響を強く受ける中小企業の経営の安定を図っていく取組が急務の課題となっている。

また、近年、課題となっている第三者を含めた後継者への事業承継など、中小企業が持つ優れた技術力や、労働者の雇用を守っていく必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 中小企業への支援

- (1) 今般の新型コロナウイルスへの対応も含め、金融セーフティネットの拡充を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう一層の対策を講じること。
- (2) 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組む中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供をはじめとする経営支援強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- (3) 中小企業の廃業、廃業に伴う雇用の喪失は、地域経済の活力衰退を招くため、第三者を含めた後継者への事業承継を進めるとともに、事業承継にとって大きな妨げとなっている経営者保証問題の解消などをはじめとした支援策の強化を図ること。

#### 2 地域経済の活性化のための経済対策の推進

地域経済の活性化に十分配慮した、総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

#### 3 地域資源の活用促進

- (1) 地域資源の活用や中小企業者と農林水産業者の連携による「ふるさと名物応援事業」等は、地域活性化の観点からも有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度(地域ブランド)の活用促進を図ること。

#### 4 地域商業の振興

活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域・まちなか商業活性化支援事業などの拡充強化を図ること。

## 5 下請け中小企業の保護

大企業・親事業者が下請け等の事業者へ、一方的に価格などについて、しわ寄せをすることがないように、適切な措置を講じること。

## 6 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえた上で、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした、安定的な供給を第一に考える必要がある。

エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国においてエネルギー供給上のリスクに対応していくためには、エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化などの取組が不可欠となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 原子力発電の安全確保等

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。  
また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。
- (2) 原子力事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

#### 2 再生可能エネルギー関連施策の推進

- (1) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の総合的な再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。  
また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (2) 農山漁村における再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、売電収益を地域発展に活用することも可能であることから、「循環資源活用支援事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。
- (3) 電気の地産地消、地域内資源循環の実用を目指し、自治体主導で地域新電力会社を創設する事例が増えていることから、地域新電力会社が大手電力会社と共存できるよう、制度の改善・充実を図ること。
- (4) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。
- (5) 再生可能エネルギー発電施設建設に関し、住民への事前の事業説明や環境調査の実施について事業者には義務付けることを含め、地元住民の合意形成を担保するほか、無秩序な開発等については罰則規定を盛り込むなど一定の規制をかけるための法整備を早急に図ること。
- (6) 省エネルギー対策を実施する中小企業に対し、省エネルギー機器の購入など、省エネルギー設備投資への財政支援を強化すること。

### 3 エネルギー源の多様化

炭層メタンガス採取や石炭地下ガス化等、石炭利用を図ること。

# 建設運輸委員会



# 1 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。防災・減災、国土強靱化の取組は喫緊の課題である。

このため、迅速な復旧・復興対策を講じるとともに、今後の災害発生に備え、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の推進が急務である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。
- (3) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。
- (4) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (5) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など、各種雪害対策の充実強化を図ること。

### 2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の確実な実施を図ること。また、本年度までとされている3か年緊急対策後も、必要な予算を確保し対策を講じること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

### 3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など、十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取り組むこと。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

### 4 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。
- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げを検討すること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るとともに、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた支援を図ること。
- (6) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (7) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。

### 5 各種災害からの避難対策の強化

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能

となるよう支援を図ること。また、感染症防止に向けた強力な対策を講じること。

- (2) 洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時には適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等については、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。
- (5) 高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難に関する個別計画を市町村が作成する際に支援措置等を講じること。また、計画作成に当たって、地域の要支援者の状況を熟知した福祉専門職員が参加するための財政支援措置等を講じること。

## 6 消防防災体制の充実強化

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

## 7 医療救護体制の充実強化

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

## 8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

## 2 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、特に近年、各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 災害復旧・復興支援

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、補正予算措置や特別交付税の増額配分など、更なる支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災後における住民生活を確保するため、ライフラインの早期復旧をはじめ、流出土砂の処理や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等の早急な全面復旧体制を整備すること。
- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し、使い勝手がよいものとする。

#### 2 台風・豪雨対策の推進

- (1) 毎年のように記録的豪雨が発生していることから、近年の河川災害の特徴及び利水・流域環境整備の視点を踏まえ、河川整備基本方針及び河川整備計画の変更を行うとともに、計画に沿った河川整備をより一層推進し、整備計画未策定の河川については、早期に計画を策定すること。また、計画が策定された河川については、被害の未然防止を図るため、早期に着手すること。
- (2) 住民の命を守るためには、一刻も早い治水対策が必要であることから、地域住民の合意形成を得るために、国によるアドバイザー派遣制度の充実を図ること。
- (3) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。
- (4) 砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、その整備に当たっては、砂防等に関する調査、計画や維持管理を実施するために必要な技術基準の改定等により、頻発・激甚化する土砂災害に耐え得るよう、

配慮すること。

- (5) 河道掘削や拡幅、調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業等の計画的かつ着実な実施に対する支援措置の充実強化を図るとともに、土砂撤去や樹木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (6) 集中豪雨等による河川氾濫や内水氾濫などの浸水被害を防止・軽減するための河川工事に加え、排水機場や排水ポンプ車整備、雨水貯留浸透施設の整備等を促進すること。

### 3 地震・津波対策等の推進

- (1) 地方自治体において策定する国土強靱化地域計画については、国において支援制度の拡充を行い、策定の推進を図ること。  
また、地域計画を策定した地方自治体や広域連携で取り組む事業に対し、交付金・補助金等の一層の拡充を図ること。
- (2) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に規定されている集団移転促進事業の採択要件の緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。  
また、事前復興対策としての高台移転用地開発と医療機関や福祉施設等の高台先行移転を促進する津波避難対策緊急事業の拡充強化を図ること。
- (3) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備など、各事業への財政措置の充実強化を図ること。
- (4) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより、地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。
- (5) 避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震改修等を補助する耐震対策緊急促進事業の拡充強化を図ること。
- (6) 住宅・建築物安全ストック形成事業について、木造住宅をはじめとする耐震改修に要する経費の地方負担に対する交付税率の引上げ措置を令和3年度以降も継続すること。
- (7) 昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても多数の地震被害が発生していることから、現行の建築基準法の早期見直しを行い、補助対象とすること。
- (8) 通学路、避難路等の安全確保のため、現行法令に適合しない、または危険な状態にあるブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、地方財政措置の充実強化を図ること。
- (9) 地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

### 4 災害対応の充実強化

- (1) 地域の実情に合わせた、より一層、細密な台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。

- (2) 災害発生時に迅速な情報収集・提供を図る防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を拡充すること。
- (3) 防災や復旧などの技術職の専門人材が不足している地方自治体に対する支援の充実強化を図ること。
- (4) 市が作成するハザードマップについて、技術支援や作成に要する人的支援及び財政措置等を講じること。
- (5) 住民が適切に避難行動をとることができるよう、全国的な防災意識の醸成を図るとともに、地方自治体が行う防災教育、避難訓練等の支援の拡充を図ること。
- (6) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備など、防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。

### 3 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 道路の整備促進

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を確保すること。
- (2) ミッシングリンク（未開通区間）を解消するため、高規格幹線道路網14,000キロメートルの早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。  
また、安全性の確保や災害時の対応のため、暫定2車線区間の4車線化の速やかな実現を図ること。
- (3) 高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路について、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線への格上げを図ること。
- (4) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。  
また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。
- (5) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (6) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、4車線化やバイパス、環状道路など、広域的な道路交通網の整備を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- (7) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (8) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保を図ること。

## 2 新幹線鉄道等の整備促進

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。  
また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画への格上げを図ること。
- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう、建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。  
また、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。
- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。  
また、整備効果拡大のため、走行速度の向上や運行本数の確保、二次交通への運行支援など、旅客利便性の向上などに対する支援を行うこと。
- (4) 新幹線の開業効果を高めるため、新幹線駅舎や駅周辺及び広域幹線道路などの整備に対する社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。
- (5) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業を実現すること。  
また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。
- (6) 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を早急に講じること。  
また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の延長及び拡充、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援施策の充実強化を図ること。

## 3 地域鉄道等に対する支援

- (1) 今後の地方におけるコンパクトなまちづくりや地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。
- (2) 地域鉄道等に支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域鉄道運行による経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- (4) 鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設のバリアフリー化の対象は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上とされているが、高齢者の利用が多いなどの実情に応じた柔軟な対応を図ること。
- (5) 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。
- (6) 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、

沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を経て行うよう、法的整備を行うこと。

- (7) 沿線の地方自治体が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう、制度を拡充すること。

#### 4 JR北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援

- (1) JR北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
- (2) JR北海道をはじめ各旅客会社がJR貨物の負担軽減のため、線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- (3) JR北海道において早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

#### 5 地域公共交通に対する支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、運送収入が減少している地域公共交通の事業者等においては、事業者及び地方自治体に対し、路線を維持するための財政措置を講じること。
- (2) 地域公共交通の事業者等に対し、現行路線の維持・存続、事業の継続実施、運行の安全性確保、公共交通空白地域の解消などに対する支援制度の充実強化を図ること。
- (3) 地域公共交通の維持・確保に取り組む地方自治体に対し、地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。
- (4) 地域公共交通活性化再生法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。  
また、同法に基づき地方自治体が策定する地域公共交通計画に対する支援制度を拡充すること。
- (5) 高齢者が運転免許返納後に社会生活・経済活動を維持できるよう、地域公共交通の環境整備に対する支援の充実強化を図ること。  
また、高齢者等の買い物難民対策などのため、小型無人機の活用や、高齢者向け超小型モビリティ（小型自動車）等の新たな交通手段の開発を推進すること。
- (6) 電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の普及促進により、地域交通のグリーン化を図ること。
- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送については、運賃・料金の変更命令の処理要領の適用外とし、弾力的に運賃等の額を設定できるようにするなど、特別の配慮を行うこと。
- (8) 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

## 6 地方航空路線の整備促進

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方航空路線を維持するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

## 7 港湾の整備促進

- (1) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備などのための予算を確保すること。
- (2) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など、災害対応力を強化すること。
- (3) 既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (4) クルーズ客船の受入態勢の拡充などのため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (5) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (6) 地方港湾などの航路や防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

## 8 離島航路・航空路に対する支援

- (1) 離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持・確保を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- (2) 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する支援を行うこと。
- (3) 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に、当該地域への観光客等も加えること。

## 4 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 社会資本整備事業等の推進

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の経年劣化対策については、維持管理・更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体における社会資本の維持管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。

#### 2 土地利用政策の推進

- (1) 建設発生土を主とする土砂の不適正な埋立てに対し、地域の自然環境の保全及び住民の安全を確保するため、罰則強化を含めた法整備を図ること。
- (2) 地方自治体が主体的にまちづくりを実施するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法制の一元化に向けた検討を行うこと。
- (3) 土地利用関連法制の多くは全国一律の規制となっており、地域の実情に合わないものとなっているため、地方の裁量を拡大すること。

#### 3 中心市街地活性化等の推進

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。  
また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。
- (3) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の

整備を推進すること。

また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。

#### 4 所有者不明土地対策の推進

- (1) 地方自治体が所有者不明土地の適正な事業執行を図ることができるよう支援を行うこと。
- (2) 所有者不明土地の早期解消を図るため、個人情報保護に配慮しつつ、簡素な手続きにより所有者の探索が行えるような土地基盤情報の整備を推進すること。
- (3) 所有者不明土地の発生を防止するため、相続や所有権移転にかかる情報を国が管理し、地方自治体が利用できるよう、不動産の権利に関する登記制度の法整備を図ること。

#### 5 マンションの管理の適正化・空き家対策の推進

- (1) マンション管理適正化推進計画の指針となる国の基本方針の策定にあたっては、地方自治体の意見を十分に踏まえること。
- (2) 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体による除去を推進するための財政措置及び解体費用の助成を拡充すること。
- (3) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象外である「長屋」については、条例の制定が必要となっているが、迅速な処理のため、同法の対象に加えること。
- (4) 相続人が複数にわたる場合や、資産価値が低く放置される場合において、責任の所在が不明確となることから、登記を義務化し、責任の所在を明確化すること。
- (5) 空き家の長期間の放置や増加を抑制するためには中古住宅の流通を促進させていくことが重要であることから、空き家バンクの運用や流通市場へ誘導するための所有者への働きかけなど、良質な中古住宅の流通促進に向けて地方自治体が行う取り組みに対し、財政的及び技術的な支援を行うこと。

#### 6 都市公園等の整備推進

- (1) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。
- (2) 都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じること。  
また、歴史や景観など、地域の特色を活用した公園設置を推進すること。
- (3) 都市の緑地等の保全のため、緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。また、公有緑地の維持管理経費など、都市緑地の環境整備費用への補助制度や、私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。

## 5 下水道整備の推進

下水道は、汚水排除による生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水の防除などの役割を有する重要な都市基盤であるが、未普及地域の解消や施設の老朽化対策など、重要な課題が山積している。

このような中、国の財政制度等審議会では、下水道事業に対する国の財政支援については受益者負担の原則に即し汚水処理施設の改築は使用料で賄うべきとの考え方を示しているが、下水道施設の改築への国庫補助が削減・廃止された場合、下水道使用料の引上げなど市民生活への多大な影響が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 持続的な下水道事業の推進

下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。また、集中豪雨等による浸水対策のためにも、下水道整備に対して十分な財源を確保すること。

#### 2 未普及地域の早期解消

普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

## 6 観光立国の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国の重要な成長産業である。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症によって観光産業は甚大な影響を受けており、その回復には国と地方自治体が一体となった取組が求められている。

地域の活性化のためにも、宿泊施設や、交通機関、旅行業などの民間事業者へ支援が必要であるとともに、観光立国の一層の推進のため、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 魅力ある観光地域づくりの促進

- (1) 新型コロナウイルスの影響による移動の自粛により、観光産業では減収や倒産等が発生していることから、地方自治体や事業者等が行う観光振興の取組に対する財政措置の拡充強化を講じること。  
なお、「Go Toキャンペーン」については、新型コロナウイルス感染者数の状況等に応じて、随時、内容を見直すこと。
- (2) 豪雨や震災などで被災した地域の観光復興に資する各種支援策の迅速な実施を図ること。また、国内外に向けた正確な情報発信や風評被害の防止など、誘客に向けた支援を図ること。
- (3) オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた観光振興等により、大会開催の効果を全国に波及させる取組を推進すること。
- (4) 滞在型観光を促進するため、観光圏整備法に基づく各種取組の充実強化を図ること。
- (5) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税収により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。
- (6) 観光地における無料Wi-Fi環境整備などのICTインフラのより一層の整備を図るほか、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (7) 広域周遊観光の促進のため、旅行者向け統一交通パスの販売や滞在プログラムの作成、提供などに対する支援の充実強化を図ること。
- (8) 地方空港の就航先の拡大及び利活用の推進は、地方への周遊を促し、地方の魅力を発信することから、支援の継続及び拡充を図ること。
- (9) 歴史的街並みの保存や美しい景観に資する無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保に加え、防災の面からも有効であることから、積極

的な支援を図ること。

## **2 新型コロナウイルス感染症終息後の訪日外国人の増加に向けた施策**

- (1) 空港や港湾などにおける感染症対策の一層の強化を図ること。
- (2) 地方への誘客を図るため、諸外国での訪日プロモーションを強力に推進するとともに、地域ブランドの確立に向けた取組に対する支援措置を強化すること。
- (3) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出などの幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。